

〔令和6年4月〕

区等自治会法人化説明資料

企画政策部市民協働推進課

0 はじめに

自治会・町内会等の一定の区域に住所を有する人々によって形成された団体（以下、地縁団体）は、法人格を付与する法律の規定がなかったため、契約や不動産登記の主体になることができませんでした。

そのため、地縁団体が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記の名義変更や遺産相続問題が発生するなどの不都合が生じていました。

平成3年4月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、地縁団体は法人の資格を持つことができるようになりました。

このことにより、集会施設などの地縁団体が所有する土地・建物等については、自治会名義で登記ができるようになりました。

1 法人化によるメリット・デメリット

地縁団体の法人化によるメリットは、自治会名義で不動産登記ができるようになることです。これにより、一度自治会名義で登記をすれば、それ以降代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。

※令和3年の地方自治法改正により、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、法人格を取得できるようになりました。

デメリットとしては、社団法人に準拠した規約への変更が必要になり、自治会の運営が若干煩雑になることに加え、規約の変更、会の解散、財産の処分等の条件が厳しくなることがあげられます。

その他、

- ・収益事業（営利活動）を行っている場合、固定資産税、法人市県民

税が課税されます。

- 規約に定められた区域外に居住している方は正会員になりません(賛助会員・準会員という位置付けで会員となり活動いただくことは可能ですが、議決権はありません。)
- 代表者、事務所等に変更があった場合は届出が必要です。
- 規約の変更には市長の認可が必要です。

2 認可の要件

地縁団体が法人化するためには、市長の認可が必要となります。認可を受けるための要件は次のとおりです。

- (1) 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

広く地域的な共同活動を目的とし、自治会として数年にわたり活動がされていることを意味します。

- (2) 区域が客観的に明らかなものとして定められていること。

区域が不明確であると、構成員の範囲も不明確となり、トラブルの原因となる恐れがあります。

また、この区域は当該地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

(3) 区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。

すべての個人とは、年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人すべてということです。

また、相当数とは、法律上の基準はありませんが、一般的に区域の住民の過半数が構成員であれば、概ねこの要件を満たすとされます。

(4) 所定の要件を満たした規約を定めていること。

規約には、目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議（総会）に関する事項、資産に関する事項を記載した規約を定めていることが必要となります。

3 認可申請までの準備・手続き

地縁団体は、「地方自治法」で定められた「認可申請書」に必要書類を添付して市長に提出し、受理されて、市長がそのことを告示することにより法人化されます。

そのための準備としては、次のことをしておかなければなりません。

(1) 区等自治会は、まず、総会を開いて次のことを決める必要があります。

①区等自治会の規約を「地方自治法」の規定に合うように作成し、又既に規約を定めている場合は、それを改正し総会に諮る（別紙「規

約例」を参考にしてください。)

②市長に法人設立（認可地縁団体）の「認可申請」をすることについての決議をする（決議内容については、別紙「資料2」を参考にしてください。)

③地縁団体の代表者を定める。

④構成員を確定する。

⑤不動産等、保有することとなる資産を確定する。

(2) 総会で(1)の事項が決まりましたら、市長に対し「認可申請書」（様式は、別紙「資料1」）を提出することになります。

この場合、「認可申請書」には、次の書類を添付することが必要です。

①規約（総会で議決されたもの。別紙「規約例」参照）

②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会の議事録。様式は、別紙「資料2」）

③構成員の名簿（様式は、別紙「資料3」）

※構成員（自治会員）は、地縁団体の区域内に住所を有する個人（年齢、性別は問いません。子どもも記載する必要があります。)

④区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※具体的に自治会活動として事業報告に記載されていれば、総会に提出した事業報告書でも可

⑤申請者が代表者であることを証する書類（代表に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し。様式は、別紙「資料4」）

⑥申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書の写し（様式は、

別紙「資料5」)

※ 申請を受け付けてから認可されるまでの期間は、概ね1ヶ月です。

4 印鑑の登録

(「袖ヶ浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例」参照)

(1) 印鑑の登録について

認可地縁団体の印鑑を1団体につき1個登録できます。

①下記いずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- その他市長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

②登録に必要なもの

- 認可地縁団体印鑑登録申請書(様式は、別紙「資料6」)
- 登録する認可地縁団体の印鑑
- 代表者個人の印鑑登録証明書1通(発行から3箇月以内)およびその印鑑

※登録できるのは原則として代表者本人のみです。

(2) 印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は不動産登記等に必要「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

①申請に必要なもの

- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式は、別紙「資料7」）
- 手数料 1通300円

5 不動産の登記について

(1) 認可地縁団体として認可されたら、市に認可証明書の交付請求を行い「認可証明書」の交付を受けます。

①申請に必要なもの

- 証明書交付請求書（様式は、別紙「資料8」）
- 証明手数料 1通300円

(2) 次に法務局へ一般の不動産登記と同じ手続きで登記申請をすることになります。

この場合、(1)の「認可証明書」を添付します。

(3) 登記に関する費用は、一般の不動産登記の場合と同じです。

(4) 登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

①保有資産の増減

②登記名義人の変更（自治会名及び所在地の変更）

※代表者名の変更は、登記事項ではないので変更登記の必要はありません。

※ 登記申請については、法務局へお問い合わせください。

6 不動産に係る登記の特例について

(1) 概要

これまで、認可地縁団体が所有する不動産について、登記簿に表示された所有者や相続人が分からない場合には名義変更ができず、また不動産の所有者が不明なため保存登記手続きができないこともありました。

平成27年4月に地方自治法が一部改正され、認可地縁団体が所有する不動産で一定の要件を満たす場合、認可地縁団体が所定の手続を経ることで、認可地縁団体単独で所有権の保存または移転の登記を可能にする特例制度が創設されました。

(2) 申請要件

申請には、次の①から④までの要件を満たしている必要があります。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(3) 公告の申請に必要なもの

- ・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式は、別紙「資料9」）
- ・添付資料
 - 1) 申請不動産の登記事項証明書
 - 2) 申請不動産に関し、公告申請をすることについて総会で議決

したことを証する書類

- 3) 申請者が代表者であることを証する書類（会長であることの承諾書等）
- 4) 上記6（2）申請要件の①から④に掲げる事項を疎明するに足りる資料 ※詳細は別添資料を参照ください。

（4）公告期間等

- 公告期間は3か月以上必要です。
- 公告に対し、関係者から異議の申し出がなかった場合は、「公告結果（承諾）の情報提供について」を交付します。その他必要書類とともに法務局に提出のうえ登記手続をしてください。
- 一方、異議の申し出があった場合、申請団体へ「公告結果（異議申出あり）通知書」で異議の申し出者を含め通知します。これにより、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例は中止となります（異議があった場合、異議の申し出者と認可地縁団体の話し合いにより、解決してください。）。

（5）その他

この特例制度は、認可地縁団体の所有する不動産について、その所有権の保存又は移転登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度であり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

7 法人化（認可）後について

（1）規約の変更

規約を変更する場合には、事前に市の審査を受けたうえ、総会で「規約変更の決議」が必要となります。その後、代表者から以下の書類を提出して申請することになります。

- ①規約変更認可申請書（様式は、別紙「資料10」）
- ②規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録抄本）

（2）代表者の変更

認可後、代表者が増えたり変わった場合には、告示事項の変更の届出をする必要があります。以下の書類を提出して変更の届出をしてください。

- ①告示事項変更届出書（様式は、別紙「資料11」）
- ②総会議事録抄本

（3）その他

次のような事項に変更があったときも、速やかに市長に届け出ることになります。

- ①区等自治会の名称及び事務所の所在地の変更
- ②区等自治会の区域の変更

※会員の脱退・加入については、届出の必要はありません。

8 法人に関する「税」の申告について

(1) 法人設立届の提出

- ①国税（法人税）…木更津税務署法人課税部門
- ②県税（法人県民税、事業税）…木更津県税事務所
- ③市税（法人市民税）…市課税課

(2) 税申告について

・収益事業を行った場合

木更津税務署、県税事務所、市課税課へ事業年度（4月から翌年の3月31日までの1年間）終了後の2か月以内に申告が必要です。

※収益事業をしている場合は、税務署への収益事業開始届を行う必要があります。

・収益事業を行わない場合

県税事務所、市課税課へ毎年4月30日までに均等割の申告が必要です（木更津税務署への申告は不要です。）。

ただし、減免申請することができます。

9 その他

地方自治法及び地方自治法施行規則の一部改正により認可地縁団体について以下の事項が変更になっています。

- (1) 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決ができるようになりました。

電磁的方法に該当し得るものとして、電子メールなどによる送

信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決や情報をディスクなどに記録して、当該ディスクなどを交付する方法等があります。

電磁的方法により会員の表決を認めるには、認可地縁団体内において規約の改正又は総会の決議が必要となります。

なお、規約を改正する場合は、市へ規約変更認可申請書の提出が必要となります。

(令和3年9月1日から適用)

(2) 不動産の保有の有無にかかわらず、認可地縁団体となることができるようになりました。

これまで自治会は、不動産又は不動産に関する権利などを保有するために認可を受ける必要がありましたが、法改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることが可能となりました。

この改正に伴い、これまで認可申請の別添書類に必要だった保有資産目録又は保有予定資産目録の提出が不要となりました。

(令和3年11月26日から適用)

(3) 認可地縁団体の総会の決議を書面又は電磁的方法のみで行うことができるようになりました。

総会で決議をすべき場合に、構成員全員の承諾があるときは、総会を開催しなくても書面又は電磁的方法で決議できるようになりました。

また、総会で決議をすべきものとされた事項について、構成員

全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、総会を開催しなくても書面又は電磁的方法による決議があったものとみなせるようになりました。

ただし、構成員全員の承諾や合意が得られない場合は、総会を開催する必要があります。

(令和4年8月20日から適用)

(2) 認可地縁団体同士の合併が可能になりました。

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができることになりました。

(令和5年4月1日から適用)

特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料について

(説明資料6 (2) 申請要件に掲げる事項を疎明するに足りる資料)
(地方自治法第260条の46第1項関係)

1. 申請には、次の(1)から(4)までの要件を満たしている必要があります。
 - (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
 - (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- 2 認可地縁団体が所有する不動産について、特例の適用を受けるために一定の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料については、次のとおりです。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書等

上記の資料の入手が困難な場合は、入手が困難である理由を記した書面(理由書)を提出するほか、次のいずれかの資料が必要です。

- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等(以下「精通者等」という。)の証言を記載した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）等

上記の資料の入手が困難な場合は、入手が困難である理由を記した書面（理由書）を提出するほか、次の資料が必要です。

- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記した書面等

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料が添付できれば当該要件を満たすことになります。

この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度の申請を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

2 その他

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

〇〇区（自治会）規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）防災、防火
- （5）防犯、交通安全
- （6）会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
- （7）〇〇〇〇〇〇〇
- （8）△△△△△△△
- （9）その他会の目的達成に必要なこと

（名称）

第2条 本会は、〇〇区（自治会）と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、袖ヶ浦市〇〇〇の全域及び〇〇〇の一部の区域（〇〇××番地から××番地まで）とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、千葉県袖ヶ浦市〇〇〇×××番地に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失跡宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 名

(3) 庶務 名

(4) 会計 名

(5) 監事 名

(6) 班長 名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、庶務、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 班長は、各班の会員の中より選任する。

3 監事は、会長、副会長及びその他の役員と、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 庶務は、会務を記録、会の内外への連絡調整及び印鑑の保管をする。

4 会計は、本会の出納事務を処理し会計書類等を管理する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

6 班長は、班をまとめ、代表して会務に協力する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 会則の制定改廃に関すること
- (4) 役員を選出に関すること
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をも

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第22条第1項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) ○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるの「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、袖ヶ浦市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇〇が別に定める。

附則

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日とする。

資料 1

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長

様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

資料2

〇〇〇区（自治会）総会議事録（抄本）

1. 総会の日時及び場所
令和〇年〇月〇日 午前（午後）〇時〇分開会
〇〇〇区（自治会）集会所（公会堂等）
2. 会議構成員現在総数及び出席者
会員総数 〇〇名
出席者 〇〇名
委任状提出者 〇〇名
計 〇〇名
3. 総会に付した事項
 - (1) 〇〇〇区（自治会）規約の制定について
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
 - (3) 〇〇〇〇氏を本会の代表とすることについて
 - (4) 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任することについて
4. 地縁による団体の認可申請にかかる総会の審議概要
 - (1) 〇〇〇区（自治会）規約の制定について出席者の全員をもって可決した。
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員をもって可決した。
 - (3) 〇〇〇〇氏を本会の代表とすることについて、出席者の全員が同意した。
 - (4) 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、令和 年 月 日開催の〇〇〇区（自治会）の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和 年 月 日

議 長 印
議事録署名人 印
議事録署名人 印

資料4

〇〇〇区（自治会）総会議事録（抄本）

〇〇〇区（自治会）は、別添のとおり、令和 年 月 日総会を開催し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項の規定により認可申請することについて議決し、〇〇〇区（自治会）長〇〇〇を本件申請に関する代表者とすることを定めた。

〇〇〇自治会代表者

住 所

氏 名

上記は、令和 年 月 日開催の〇〇〇区（自治会）の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和 年 月 日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

資料5

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地
縁による団体の認可申請にあたり、令和 年 月 日開催の総会の議決に従
い、本件申請に関する〇〇〇区（自治会）の代表者となることを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

資料 6

様式第1号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏名	() 印	生年月日	年 月 日
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。			
申請者	1 本人	代理人の住所	
	2 代理人	代理人の氏名	印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録をしようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 「(資格)氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「(資格)氏名」欄の氏名の次には、当市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載の上、代理人の印を押印してください。

資料 7

様式第3号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

登録されている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	()	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 1 本人 住所
2 代理人 氏名 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(資格)氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 様

請求者住所

氏 名

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、次の団体に関する告示された事項の証明書の交付を請求します。

記

1. 告示事項の証明を求める団体名等

団 体 名

事務所の所在地

資料 9

様式（第 22 条の 2 の 5 関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 4 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 4 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

資料 10

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由